

「第 41 回北中城まつり」及び「令和 8 年度北中城村青年エイサーまつり」出店要項

1 まつり日程

(1) 開催日時

ア 第 41 回北中城まつり

令和 8 年 10 月 10 日（土）14 時 00 分から 20 時 30 分まで

イ 令和 8 年度北中城村青年エイサーまつり

令和 8 年 10 月 11 日（日）14 時 00 分から 20 時 30 分まで

なお、荒天の場合は開催を中止し、予備日は設けない。また、プログラム内容等により、開始時刻が前後する場合があります。

(2) 開催場所

しおさい公苑（北中城村字熱田 2070 番地 16）

2 出店資格

- (1) 出店は村内で活動する諸団体、本村商工会又は本村観光協会に加入する事業者、村内事業者とし、個人の出店は認めない。
- (2) 村外の出店事業者については沖縄県出店業事業協同組合に加盟するものとし、申込みについては同組合にするものとする。
- (3) 販売用車両型店舗は認めない。
- (4) 飲食物を扱う出店者は必ず所管の保健所より臨時営業許可（旧・簡易営業許可）を受け、その許可基準及び別紙「出店注意事項」を遵守すること。
- (5) 物販の場合はまつりにふさわしいものであることが条件であり、次に掲げるものは販売しないこと。
 - ア 危険性が指摘される物（レーザーポインタ、エアガン、BB ガン、パーティースプレー等）
 - イ まつり会場が汚損する可能性があるもの
 - ウ その他、教育上好ましくない出品物
- (6) 名義貸しは禁止とし、出店申込者及び出店取扱品目が出店申込内容と異なってはならない。変更がある場合は、北中城村まつり活性化委員会事務局（以下「事務局」という。）へ連絡するものとする。
- (7) 次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、ただちに出店を停止するものとし、収受した出店料は返還しない。
 - ア (6)の規定に違反したとき
 - イ 申込書類に村内事業者又は村民として偽りの申告をしたとき

3 募集店舗数

募集店舗数は、飲食 9 店舗、物販・ゲーム等 2 店舗とする。ただし、沖縄県出店業事業協同組合による出店は、この店舗数に含まない。

4 出店料

- (1) 出店料は、1 テントあたり次のとおりとする。

ア 村内各種団体

10,000 円（物販の場合は 5,000 円）

イ 北中城村商工会加入者及び北中城村観光協会加入者

20,000 円（物販の場合は 10,000 円）

ウ イ以外の村内事業者

30,000 円（物販の場合は 15,000 円）

エ 沖縄県出店業事業協同組合

50,000 円（物販及びゲームの場合は 40,000 円、エアー遊具の場合は 30,000 円）

なお、イは、令和 8 年 4 月 1 日付けで商工会又は観光協会に加入済みの事業所に限る。また、その他個別に工事が必要になる場合は、別途料金が発生する。

(2) 出店料は、9 の出店者説明会において支払うこと。

5 選考

(1) 募集店舗数を上回る申込みがあった場合は、事務局において選考し、結果を応募者に通知する。

(2) 選考にあたっては、出店内容、品目の重複状況、村内事業者・商工会加入事業者・観光協会加入事業者であること等を総合的に考慮する。また、必要に応じて事務局において抽選を行い決定する。

(3) 選考の経過及び理由については、回答しない。

6 出店料の返金及び出店の取りやめ

(1) 収受した出店料は返還しない。ただし、天候その他の事情により、まつりが開催されなかった場合は、1 日間中止のときは 50%、2 日間中止のときは 100%を返金するものとする。

(2) 8(2) の通知により出店が決定した後に出店を取りやめた事業所及び団体は、当該まつりの開催年度の翌年度から 3 年間、本村のまつりへの出店を認めないものとする。ただし、特段の理由があり事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。

7 提出書類

(1) 全ての申込者は、次の書類を提出すること。

ア 出店申込書

イ 誓約書

ウ 臨時営業許可証又は簡易営業許可証の写し（飲食の場合に限る。）

(2) 村商工会及び村観光協会に未加入の村内事業所は、(1)に掲げる書類に加え、村内で事業をおこなっていることが証明できる資料の写しを提出すること。

当該資料は、開業届、登記簿、令和 7 年度所得税青色申告決算書等及びチラシ、フライヤー等とする。

8 申込期間及び出店可否の通知

(1) 申込期間は、令和 8 年 8 月 21 日（金）から令和 8 年 9 月 2 日（水）までとする。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）とする。なお、申込みは、7 に掲げる書類を 10(1)の申込先へ持参することにより行うものとする。

- (2) 募集店舗数を上回る場合、下回る場合のいずれにかかわらず、申込者全員に出店の可否を通知する。通知は、令和8年9月4日（金）を目途に、電子メールにより行う。

9 出店者説明会及び食品衛生講習会

出店決定者を対象に、出店者説明会及び食品衛生講習会を開催する。出店決定者は必ず参加すること。

- (1) 日時 令和8年9月17日（木）15時から
(2) 場所 北中城村役場第二庁舎3階第3会議室

10 申込先及び問合せ先

- (1) 村商工会加入者、村観光協会加入者、村内各種団体及び村内事業者

北中城村まつり活性化委員会事務局（北中城村役場 企画振興課内）

担当 與儀陽向太、宮城良規

電話 098-935-2269（内線 416）

FAX 098-935-5536

E-mail : shinko@vill.kitanakagusuku.lg.jp

（※アドレス内の「vill」「lg」は、数字の1ではなくアルファベットのエルです。）

- (2) (1)以外の村外事業者

沖縄県出店業事業協同組合

電話 098-933-8801

11 その他

- (1) 当日の遵守事項は、別紙「出店注意事項」により確認すること。
(2) この要項に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、事務局において決定する。